浄化槽

合併浄化槽への切替について

市では、市民の皆さんが生活排水対策について、積極的に協力していただくために、合併処理浄化槽の設置費用にかかる経費に対して補助金を交付しています。令和4年度からは新たに、汲み取り槽からの転換、雨水貯留槽への再利用に補助を拡充しています。

美しい環境を未来に残すためにも、積極的な切り替えをお願いします。

令和4年度からの新規補助メニュー

①汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去および宅内配管工事費の補助

②単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用費用の補助

建物の用途　専用住宅

※下水道区域内は対象外です。

補助金額

- 5人槽＝332000円
- 7人槽＝414000円
- 10人槽＝548000円

単独処理浄化槽または汲み取り槽を撤去し切替

90000円(上限)

※単独処理浄化槽または汲み取り槽の撤去に要する費用に対する補助で、撤去が伴わない場合は対象となりません。

廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用

90000円(上限)

※単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽を雨水貯留槽へ再利用するための費用が対象となります。

単独処理浄化槽または汲み取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費の補助

300000円(上限)

※転換に係る掛かり増しの宅内配管工事費

合併浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、升の設置および住居の敷地に隣接する側溝までの放流管が対象となります。なお、建築物の建て替えによる場合は対象となりません。

■問合せ　市民生活課環境整備係　TEL76-1097

●処理のイメージ

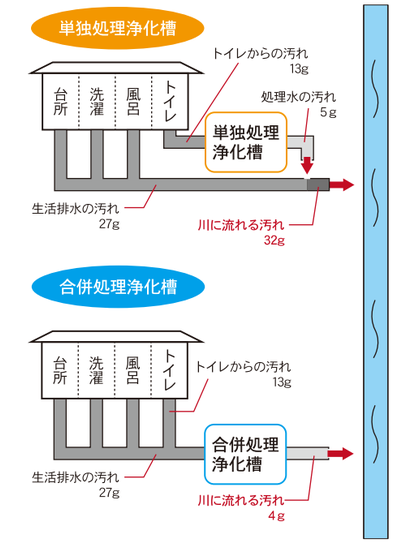

児童手当制度

児童手当制度について

児童手当は、子どもを養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とし、手当を支給する制度です。

■受給資格者　中学校卒業まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

■支給額

- 3歳未満＝一律1万5千円
- 3歳以上小学校修了前＝1万円(第3子以降は1万5千円)
- 中学生＝一律1万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

■申請・届出

子どもが生まれた場合や、転居により住所が変更した場合、就職等により職業が変更した場合は申請・届出が必要です。その事実があった日から15日以内に手続してください(手続きが遅れた場合、児童手当等が支給されない場合がありますのでご注意ください)。

令和4年度の制度改正について

■特例給付に所得制限が設けられます

所得が一定の基準以上の方は、受給資格を喪失します。

※一定の基準…給与のみの収入で、配偶者(年収103万円未満)と子ども2人を扶養している場合1200万円

■現況届の提出が原則不要になります

これまでは毎年6月1日の現況を届ける必要がありましたが、この届出が原則不要になります(提出が必要な方には、個別に通知します)。

■問合せ　福祉課社会係　TEL73-5612

軽自動車税

軽自動車税に関するお知らせ

身体障害者等に対する軽自動車税の減免について

障害者手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車(身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む)について、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。

次に掲げる書類等を持参のうえ、5月24日(火)までに税務課課税係(7番窓口)で減免申請の手続きを行ってください。

※前年度に減免を受けた方も、毎年手続きが必要です。

なお、障害の等級や状態、また、運転する方などの条件によって、該当しない場合もありますので、詳しくは、税務課課税係(7番窓口)へお問い合わせください。

申請期間　5月24日(火)まで

申請に必要なもの　軽自動車税納税通知書、運転免許証、車検証、マイナンバーカード(通知カードで可)、手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉、戦傷病者)

※運転者が手帳の交付を受けている本人でない場合、前記必要書類に加えて生計同一証明書が必要です。

軽自動車税納税証明書(継続検査用)について

5月31日は軽自動車税の納期限です。

あらかじめ送付した納付書で納付される方は、領収書が継続検査用の納税証明書になりますので、車検証と一緒に保管し、継続検査に備えてください。

また、口座振替を利用されている方の軽自動車税は、5月31日に指定の口座から引き落とされます。引き落とし結果のデータが届くまでの期間(5月31日～6月6日)は、納税の確認が取れず、軽自動車税納税証明書(継続検査用)の発行ができません。証明書の必要な方は、軽自動車税の引き落とされた預金通帳を記帳のうえ 税務課8番の窓口で申請してください。納税証明書は、全ての金融機関から引き落とし結果データを処理後送付いたします。

申請に必要なもの　軽自動車税の引き落としが記帳された通帳、本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)

軽自動車の経年車重課について

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から国のグリーン化施策を進めるために、平成28年度以降順次、最初の新規検査(新車の登録)から13年を経過した軽四輪車等について「経年車重課」が適用されています。

今年度は、平成21年3月以前に最初の新規検査をされた車が対象となります(新規検査の年月は車検証の初度検査年で確認できます)。

車種区分			重課税率
三輪			4,600円
四輪	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

※詳細はお問い合わせください。

■問合せ　税務課課税係　TEL76-1066

第15回枕崎ぶえん鰹スタンプラリー開催中

5.31まで 応募締切

ルール　飲食店・おみやげ店・観光施設などを巡り、スタンプを3つ集めて完成です。
枕崎の特産品を存分に味わってもらうため、必ず1つは飲食店でスタンプを押してください。

応募方法　応募はがきは、枕崎駅舎内や参加店舗に置いています。スタンプを押して、郵送(63円切手を貼付)してください。

当選発表　景品の発送をもって当選者発表とします(抽選日は6月中旬予定)。

参加店　【飲食店】魚処なにわ、味処一福、Café THE OLD MAN、だいとく、居酒屋食堂つちふまず、すし匠、五条、魚処まんぼう、枕崎お魚センター展望レストランぶえん、食工房 彩、花渡川ビアハウス、みんなの魚びす家、ダイニングバーENGINE、ABC.American bar canon、食事処 福寿庵、旬鮮食楽 燵仁、こきこっ子、タカララーメン、グランド食堂、さかなや食堂、歌留多

【観光・おみやげ店】枕崎駅前観光案内所、南溟館、漁協購買部、お茶の厚石園 港店、南薩地域地場産業振興センター、枕崎お魚センター(お土産店)、枕崎市かつお公社、まるた屋、薩摩酒造明治蔵、枕崎おだし本舗かつ市、松野下蒲鉾(長吉屋)、くわはら農園+、CampingOffice osoto Makurazaki

【ホテル・観光】枕崎なぎさ温泉、グリーンホテル福住、シティーホテル福住、空と海を臨む宿OceanHotelIwato、枕崎ステーションホテル、ゲストハウスMac、輝津館(南さつま市)、タツノオトシゴハウス(南九州市)、南さつま市観光協会(南さつま市)

問合せ　枕崎ぶえん鰹スタンプラリー実行委員会(駅前観光案内所)　TEL78-3500
※店舗の営業状況については直接店舗へお問い合わせください。